

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【267】
2. 日 時：令和2年7月17日 16時10分～18時50分
3. 場 所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

照井安全審査官、中村原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社 原子力設備管理部 課長 他5名※

## 5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、放射線管理施設の要目表等について、令和2年3月23日、6月4日及び25日並びに7月9日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

### 【放射線管理施設の要目表】

- 中央制御室退避室陽圧化換気空調系等の主配管の名称について、系統名称を記載する必要があるか確認すること。
- 可搬型モニタリングポストの保管場所について、図面と同様に保管台数を記載すること。
- 海側の可搬型モニタリングポストの配置位置について、設置箇所1～5が図面上で分かるよう修正すること。
- 中央制御室可搬型陽圧化空調機用5m 仮設ダクトの保管場所について、ダクトが2種類あることが分かるよう記載を修正すること。
- 容量に記載される必要換気量と必要ポンベ個数の計算について、これらの計算は容量ではなく個数の根拠となる計算であることから、記載場所を見直すこと。
- 陽圧化装置（空気ポンベ）等の容量について、公称値に関する説明を追加すること。
- 陽圧化空調機（ファン）の容量の記載について、要求値と要求される容量との関係を整理して、公称値の説明を適正化すること。
- 中央制御室待避室遮蔽について、材料は鋼板と記載されているが、主要寸法の注釈が鋼板を含む厚さとしているため整理して適正化すること。

と。

- 二次遮蔽壁及び補助遮蔽壁の図面において、要目表に記載のない数値のものがあることから、確認のうえ記載を適正化すること。
- 5号機原子炉建屋内緊急時対策所遮蔽のうち、対策本部及び待機場所双方の遮蔽が待機場所のみの遮蔽となっているため記載を適正化すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

なし